

広島県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年五月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

柞磨駅家線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市芦田町大字下有地二二二番一地从前 福山市芦田町大字下有地二二二番一地从前	七・一〇〇 七・〇〇〇	七・一〇〇 二・四〇〇	四八・二〇	四八・二〇	拡幅